

第3章

税制





## 1. マレーシアの税制

## 2. 課税対象所得の種類

## 3. 法人税

## 4. 個人所得税

### 4.1 居住者たる個人

#### 4.1.1 個人所得税控除

#### 4.1.2 税額払い戻し

### 4.2 非居住者たる個人

## 5. 源泉税

## 6. 不動産譲渡益税

## 7. 売上税とサービス税

### 7.1 売上税

#### 7.1.1 売上税の税率

### 7.2 サービス税

#### 7.2.1 課税対象サービス

#### 7.2.2 課税

#### 7.2.3 サービス税の税率

#### 7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率

## 8. 輸入税

## 9. 物品税

## 10. 関税上訴裁決機関と関税判定

## 11. 二重課税条約

## 第3章

# 税制

### 1. マレーシアの税制

マレーシアで稼得する、または、マレーシアを源泉とする、もしくはマレーシア国外を源泉としマレーシア国内で受け取られた、法人を含む個人の所得は、所得税の対象となる。

ただし、賦課年度に銀行、保険、空輸、海運業を営む居住会社を除く個人が、マレーシア国外を源泉とする所得をマレーシアで受け取った場合は非課税となる。

税務管理制度の近代化と合理化のため、企業、個人事業主、事業組合、組合、給与所得者に対して自己申告制度が実施され、所得税の申告額は当年所得に基づいて計算される。

### 2. 課税対象所得の種類

課税対象となるのは下記の所得である。

- i. 営業時期に係わらず事業から生じる利益や収益
- ii. 雇用から生じる利益や収益（給与、報酬など）
- iii. 配当、利子、または割引料
- iv. 賃貸料、ロイヤリティ、またはプレミアム
- v. 恩給、年金、またはその他の定期収入
- vi. その他所得とされる収益または利益

課税所得は、所得獲得の際に生じた経費、税制上の減価償却、該当する優遇措置などの調整後に算定される。1967年所得税法34項により、不良債権や貸倒れのための引当金が認められている。ただし、会計上の減価償却は認められず、所定の「税制上の減価償却制度」が適用される。未控除の事業損失は、7連続年度に限って繰越することができる。当該期間に控除されない未控除の勘定は無視される。

### 3. 法人税

会社は、居住か非居住かにかかわらず、マレーシアで稼得する、またはマレーシアを源泉とする所得に対して課税される。銀行業務、保険事業、海運および空運業以外による国外源泉所得で、居住会社から送金されたものは免税となる。業務管理がマレーシアで行われている場合は、マレーシアの居住会社とみなされる。

2016賦課年度から、法人税は24%となっている。この税率は下記の法人にも適用される。

- i. 信託機関。
- ii. 死亡時にマレーシア国外に居住していた個人の、財産遺言執行人。
- iii. 裁判所に任命された管財人。
- iv. 2D項が適用される有限責任事業組合以外の有限責任事業組合。

賦課年度の基準期間初頭における払込資本金／出資金が250万リンギット以下の居住会社および有限責任事業組合の税率は以下の通り。

50万リンギットまでの当初課税対象所得に対して-17%  
それ以上の課税対象所得に対して-24%

石油産業における川上事業を営む事業主は、38%の石油所得税の対象となる。2010賦課年度から、1967年石油（所得税）法に基づく、川上の石油会社が得た所得の申告システムが、当期年度申告システム、かつ自己申告システムに変更された。

企業、生活協同組合、または信託によって支払われたザカットの控除は、当該賦課年度の累計所得の2.5%を超えてはならない。

以下に対する出資には控除が認められる。

- i. 連邦政府、州政府、地方自治体。
- ii. マレーシア国税局の局長に認可された機構や機関。
- iii. 財務省またはスポーツ理事会に認可されたスポーツ事業。
- iv. 財務省に認可された国家プロジェクト。

2009賦課年度から、ii、iii、ivに関する出資が、当該賦課年度の累計所得の10%を上回ることが禁じられた。

### 4. 個人所得税

すべての個人は、マレーシアで稼得する、またはマレーシアを源泉とする所得に対して課税される。税率は、1967年所得税法7項で規定されている通り、マレーシアでの滞在期間によって判定される個人の居住形態による。通常、暦年のうち182日以上マレーシアに滞在している個人は、税制上の居住者とみなされる。

## 4.1 居住者たる個人

2016賦課年度から、居住者たる個人は、個人所得税控除後の課税対象所得に対して、0%から28%の累進税率で課税される。

### 4.1.1 個人所得税控除

居住者たる個人の課税対象所得は、総所得から個人所得税控除を差し引いて算定される。控除の種類は下記の通り。

No.	個人所得税控除の種類	2019 賦課年度 (リングギット)
1.	本人と扶養家族	9,000
2.	親の医療費	5,000 (制限付き)
3.	基礎支援機器	6,000 (制限付き)
4.	障害者である個人	6,000
5.	教育費（個人）	7,000 (制限付き)
6.	重病のための医療費	6,000 (制限付き)
7.	健康診断一式	500 (制限付き)
8.	ライフスタイル： i. 書籍、ジャーナル、雑誌、出版物の購入 ii. パーソナル・コンピューター、スマートフォン、またはタブレットの購入 iii. スポーツ活動用のスポーツ用品の購入 iv. 本人名義のブロードバンド接続料	2,500 リングギット (制限付き)
9.	SSPNスキームの純貯蓄	8,000 リングギット (制限付き)
10.	配偶者手当／慰謝料の支払い	4,000 リングギット (制限付き)
11.	障害者である配偶者	3,500 リングギット (制限付き)
12.	一般児童手当	2,000 リングギット (制限付き)

No.	個人所得税控除の種類	2019 賦課年度 (リングギット)
13.	フルタイムで教育（Aレベル、修了証、大学入学許可または準備コース）を受けている、18歳以上の未婚の子女。	2,000 リングギット (制限付き)
14.	以下に該当する18歳以上の未婚の子女  (i) ディプロマ以上の資格取得のため、マレーシア国内でさらなる教育を受けている（大学入学許可または準備コースを除く）。  (ii) 学位取得のため、マレーシア国外で教育を受けている（修士号、博士号を含む）。  (iii) 関連政府当局によって認可を受けた訓練機関や教育機関で教育を受けている。	8,000 リングギット (制限付き)
15.	障害者である子女  マレーシア国内においてディプロマ以上の資格、またはマレーシア国外において関連政府当局が認可した高等教育機関で学士以上の取得を目指す18歳以上の未婚の障害者1人につき、6,000リングギットの追加控除。	6,000 リングギット (制限付き)
16.	生命保険とEPF	生命保険： 3,000 リングギット (制限付き)  EPF：4,000 リングギット (制限付き)
17.	証券委員会によって認可を受けた民間の退職年金や据置年金への保険料。	年金退職制度を選択した公務員：7,000 リングギット (制限付き)
18.	教育や医療給付の保険料	3,000 (制限付き)

#### 4.1.2 税額払い戻し

居住者たる個人に対する課税額は、以下の税額払い戻しにより減額される。

- i. 課税所得35,000リンギット未満の居住者たる個人に対する所得税払い戻し

2009賦課年度から、課税所得が35,000リンギットを超えない個人は、400リンギットの払い戻しを受けることができる。配偶者が就労していないか配偶者の所得が合算賦課の場合、その配偶者はさらに400リンギットの払い戻しを受けられる。同様に、配偶者が分離賦課の場合は、配偶者の課税所得が35,000リンギットを上回らなければ、配偶者は400リンギットの払い戻しを受けることができる。

No.	税額払い戻し	2009 賦課年度以降 (リンギット)
a	分離申告 妻	400
	夫	400
b	合算申告 妻	400
	夫	400
	合計	800
c	夫または妻に所得がない場 合の申告 妻	400
	夫	400
	合計	800

- ii. その他の税額払い戻し

No.	税額払い戻し	(リンギット)
a	ザカット／フィ ットラ	課税額を上限とする

#### 4.2 非居住者たる個人

2016賦課年後から、非居住者たる個人は28%の税率が課せられ、個人所得税控除は受けられない。

#### 5. 源泉税

非居住者たる個人には、以下の最終源泉税が課される。下記の特典所得に対して10%。

- i. 個人またはその従業員により、財産や権利の使用や、工場、機械、器具の設置や操作などに関連して提供されたサービスの対価。
- ii. 科学的、工業的、商業的な事業、ベンチャー、プロジェクト、計画の管理や運営に関連して提供された助言もしくは援助またはサービスの対価。
- iii. 動産の使用に関する同意や取り決めに基づく賃料またはその他の支払い。

マレーシア国外で提供された、または実施された (a) および (b) のサービスに関連して受け取った所得に対しては、源泉税は適用されない。

2009年1月1日から、非居住者の提供する技術サービスの費用削減のため、マレーシアでのホテル宿泊に関する立替えや支払いは、源泉税における総技術料の計算には含まれない。

未払いの源泉税に関しては、非居住者への支払総額に対してではなく、未払いの税額に対してのみ10%の罰金が課される。

#### 6. 不動産譲渡益税

マレーシアでは、通常、キャピタルゲインは所得税の対象にならない。ただし、マレーシアに所在する不動産の処分や、当該地所の所有権、選択権、またはその他の権利の処分や、不動産会社の株式処分から生じる課税対象利益に対しては、不動産譲渡益税が課税される。

2019年1月1日から、居住用や商業用の不動産の処分による利益に対して、以下に示す不動産の所有期間に応じて5%から30%の税金が課される。

##### 不動産譲渡益税の税率

処分	企業	個人 (市民と永 住権保持 者)	個人 (非市民 と永住権 不保持 者)
所得日から 3年以内	30%	30%	30%
4年目	20%	20%	30%
5年目	15%	15%	30%
6年目以降	10%	5%	10%

真正の不動産所有者は免税となるため、不動産譲渡益税の税率が不動産所有者の重荷になることはない。不動産譲渡益税の支払いは、下記のように純益に応じて定められている。

- i. マレーシア国籍または永住権を持つ個人による、1回限りの、居住用不動産1棟の売却から得た利益に対する不動産譲渡益税の免除。選択は書面により行わなければならない。
- ii. 親と子、夫と妻、祖父母と孫の間での対価を伴わない不動産の売却による利益に対する不動産譲渡益税の免除。
- iii. 不動産譲渡益税は、購入額、改築費、雑費（例えば、領収書の提出に伴う法的手数料や印紙税）といった、関連費用を差し引いた後の純益に対してのみ課税される。
- iv. 個人に対しては、10,000リングギットまたは純益の10%のいずれか高い方までを控除。

会社や個人に対する税金についての詳細については、以下を参照。www.hasil.gov.my

## 7. 売上税とサービス税

2014年物品サービス税（GST）法に代わり、2018年9月1日から、2018年売上税法と2018年サービス税法が、付随する法律とともに導入された。

### 7.1 売上税

2018年売上税法に基づき、輸入品と国内生産品に対して、輸入時または製品の売却時や、登録された製造業者がその他の方法で製品を処分した際に、売上税が課税される。

マレーシアの売上税は、マレーシアで製造された最終製品やマレーシアに輸入された製品に、単段階で課税される。

登録製造業者がマレーシアで製造した課税対象品に対して、製品の売却時、売却以外での処分時、製品の原料として以外に使用された時に売上税が課される。

輸入品に対する売上税は、製品が申告され、輸入税が支払われ、税関の審査を通関した際に課税される。

12か月以内に売却価額が50万リングギットを上回る課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

売却価額が50万リングギット以下の課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法14項に基づき、同法による便宜を享受するために、任意で登録することができる。

下請け業者として事業を行う製造業者で、12か月以内の下請け業務の総人件費が50万リングギットを上回る場合は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

### 7.1.1 売上税の税率

売上税は従価税であり、規定にある通り、課税対象製品の種類に応じて（5%および10%の）異なる税率が適用される。

石油製品の売上税には、他の課税対象製品と異なる特定の税率が適用される。

### 7.2 サービス税

マレーシアのサービス税は、「課税対象サービス」とされる特定のサービスに対する間接的な単段階の課税形態である。2018年サービス税施行規定の附則1に基づき、担当省が規定した課税対象サービスのリストに含まれないサービスに対して、サービス税を課することはできない。

2018年サービス税法（STA2018）は、特定の地域、自由地域、保税倉庫、保税工場、共同開発地域（JDA）を除き、マレーシア全土で適用される。

#### 7.2.1 課税対象サービス

課税対象サービスは、2018年サービス税施行規定の附則1における各種分野に記載されているサービスである。課税対象サービスを提供し、一定の限度枠を上回っている課税対象者は、登録が義務づけられている。対象となる分野は、宿泊、飲食提供者、ナイトクラブ、ダンスホール、ヘルス・ウェルネスセンター、プライベート・クラブ、ゴルフ場とゴルフ練習場、賭博およびゲーム・サービス、専門サービス、その他、保険、通信、駐車場、広告などを提供するサービス提供業者である。

#### 7.2.2 課税

サービス税は、事業を行う登録業者がマレーシア国内で提供する課税対象サービスに課税される。

サービス税は、登録業者が顧客に提供した課税対象サービスへの対価を受け取る際に徴収される。

#### 7.2.3 サービス税の税率

サービス税の税率は、2018年サービス税（税率）施行令で定められ、2018年9月1日から実施されている。サービス税の税率は、2018年サービス税法（STA2018）9項で定められた通り、保険製品の価格や保険料、賭博の賭け金やゲーム料金など、課税対象サービスの6%となっている。

## 7.2.4 クレジットカードおよびチャージカード に対するサービス税の税率

クレジットカードまたはチャージカードのサービス提供に対するサービス税の税率は、主要カードと追加カードにつき年間25リングットである。サービス税は、カードの発行日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内か、もしくはカードの更新日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内に徴収される。

詳細情報については以下を参照。  
<https://mysst.customs.gov.my>

## 8. 輸入税

マレーシアの輸入税は、特定の品目に対しては固有の算定方式で課せられるが、ほとんどの場合は従価方式による。ただし、貿易の自由化に伴い、多岐にわたる物品に対する輸入税が、廃止または減額されている。

さらにマレーシアは、アセアン物品貿易協定（ATIGA）を結んでおり、2010年1月1日から、アセアン域内で取引される物品の99%超に対する輸入税が撤廃されている。

マレーシアは引き続き、貿易、原産地規則、投資の分野で、自由貿易協定交渉を進めていく。現在までにマレーシアは、日本、パキスタン、ニュージーランド、インド、チリ、オーストラリアとの二国間自由貿易協定を締結している。また、アセアンの枠組みのもと、中国、日本、大韓民国、オーストラリア/ニュージーランド、インドとの地域協定を締結している。これらの協定に基づき、輸入税は、合意されたスケジュールに従って減額または撤廃される。

## 9. 物品税

たばこ、たばこ製品、アルコール飲料、トランプなどのカード、マージャン牌、自動車といった、マレーシアで製造される特定の製品には物品税が課せられる。自動車、トランプ、マージャン牌には価格に応じた物品税が課されるが、たばこ、たばこ製品、アルコール飲料には、特定の税率と価格に応じた税率とが複合されて課税される。

政府は2019年7月1日から、以下のスケジュールに従って、砂糖入り飲料に対する物品税を施行した。

税目 No.	種類	全糖	物品税	例示
2009	フルーツジュース、野菜ジュース	12 グラム超/ 100ml	0.40 リング ット/ 1リット ル	オレンジ ジュース ライムジ ュース
2202	a) 炭酸飲料、動物由来の乳製品を除くノンアルコール飲料	5 グラム超/ 100ml	0.40 リング ット/ 1リット ル	コーラ飲料 アイソト ニック飲料 炭酸飲料
2202	b) 動物由来の乳製品	7 グラム超/ 100ml	0.40 リング ット/ 1リット ル	チョコレート 風味の乳 飲料

## 10. 関税上訴裁決機関と関税判定

関税上訴裁決機関（CAT）は、1967年関税法、2018年売上税法、2018年サービス税法、1976年物品税法に基づく事項に関する関税局長官の意思決定に対する上訴を決定するために設立された独立機関である。

また、関税判定は、民間部門の事業活動の企画を、確実かつ予見可能なものにするために、1967年関税法、2018年売上税法、2018年サービス税法、1976年物品税法に基づき導入された。

関税局による判定に申請者が同意した場合、その判定は一定の期間、申請者を法的に拘束する。主な関税判定の特徴は下記の通り。

- i. 製品の分類、課税対象サービスの決定、製品とサービスの価値の決定原則に関して関税判定を求める申請が行われる。
- ii. 申請は、十分な事実を提供し所定の費用を支払って、書面で行われなければならない。
- iii. 申請は、関税局が関税判定を発行する製品が輸入される前、あるいはサービスが提供される前に行うことができる。

## 11. 二重課税条約

二重課税条約（DTA）は、国境を越えた所得流入に関連して、各国の租税権を明確にし、二重課税をなくするために税額控除や租税免除を提供することによって、二重課税を回避しようとする二国間の協定である。

マレーシアの二重課税条約の目的は下記のとおり。

- i. 対内投資と対外投資双方にとって好ましい環境を創出すること。
- ii. マレーシアの特別税制優遇措置を、資本輸出国の納税者にとって完全に有効にすること。
- iii. 一方的な措置から得られる減税と比べて、より効果的な減税を二重課税から享受すること。
- iv. 脱税や租税回避を防止すること。

数多くの先進国や途上国と同様に、マレーシアにとっても、他の国々との国際的な租税条約ネットワークを通して、世界との貿易や投資を促進する必要性はついて回る。加速する工業化と増加する国内への外国直接投資とにより、他の国々との租税条約の合意は、税制分野における確実性と保証を投資家に提供するうえで不可欠なものとなった。2019年1月31日現在、有効な二重課税条約は下記の通り。

国			
• アルバニア	• ドイツ	• モンゴル	• 南アフリカ
• アルゼンチン*	• 香港	• モロッコ	• スペイン
• オーストラリア	• ハンガリー	• ミャンマー	• スリランカ
• オーストリア	• インド	• ナミビア	• スーダン
• バーレーン	• インドネシア	• オランダ	• スウェーデン
• バングラデシュ	• イラン	• ニュージーランド	• スイス
• ベルギー	• アイルランド	• ノルウェー	• シリア
• ボスニア・ヘルツェゴビナ	• イタリア	• パキスタン	• タイ
• ブルネイ	• 日本	• パプアニューギニア	• トルコ
• カナダ	• ヨルダン	• フィリピン	• トルクメニスタン
• 中国	• カザフスタン	• ポーランド	• アラブ首長国連邦
• チリ	• 大韓民国	• カタール	• 英国
• クロアチア	• クウェート	• ルーマニア	• アメリカ合衆国*
• チェコ共和国	• キルギス共和国	• ロシア	• ウズベキスタン
• デンマーク	• ラオス	• サンマリノ	• ベトナム
• エジプト	• レバノン	• サウジアラビア	• ベネズエラ
• フィジー	• ルクセンブルク	• セーシェル共和国	• ジンバブエ
• フィンランド	• マルタ	• シンガポール	
• フランス	• モーリシャス	• スロバキア共和国	

\* 制限付き協定

台湾 [マレーシア台北経済文化事務所（TECO）が代表] に関しては、下記の租税免除施行令によって二重課税免除が認められる。

- i. P.U.(A) 201 (1998)
- ii. P.U.(A) 202 (1998)

詳細情報については、[www.hasil.gov.my](http://www.hasil.gov.my) をご覧いただくか、下記に電子メールでお問い合わせいただきたい。  
lhdn\_int@hasil.gov.my